日光市監査委員告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、定例監査を 実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年3月28日

日光市監査委員 柴 田 明

日光市監査委員 佐藤裕子

日光市監査委員 川 村 寿 利

1 監査の対象 文化財課、スポーツ振興課、中央公民館

2 監査の期間 令和6年2月20日~令和6年3月5日

3 監査の結果 別紙のとおり

令和5年度 定例監查結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準(令和2年日光市監査委員訓令第1号)に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

文化財課

4 監査の期間

令和6年2月20日~令和6年3月5日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

- (1) 令和5年度事務事業について、令和5年12月末日現在で実施した。
- (2) 事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

(1) 総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所 管の事務は適正に執行されていると認められた。

(2) 指摘事項

(ア) 会計年度任用職員の年次休暇取得について、取得単位に誤りが見受けられた。

8 意見及び要望

(1) なし

令和5年度 定例監查結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準(令和2年日光市監査委員訓令第1号)に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

スポーツ振興課

4 監査の期間

令和6年2月20日~令和6年3月5日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

- (1) 令和5年度事務事業について、令和5年12月末日現在で実施した。
- (2) 事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

(1) 総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所 管の事務は適正に執行されていると認められた。

(2) 指摘事項

(ア)会計年度任用職員の平日時間外勤務について、振替代休として取り扱っているものが見受けられた。

8 意見及び要望

(1) なし

令和5年度 定例監查結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準(令和2年日光市監査委員訓令第1号)に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

中央公民館

4 監査の期間

令和6年2月20日~令和6年3月5日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

- (1) 令和5年度事務事業について、令和5年12月末日現在で実施した。
- (2) 事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は館長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

(1) 総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所 管の事務は適正に執行されていると認められた。

(2) 指摘事項

[中央公民館]

(ア) 見積徴収にあたり、仕様書(設計書)が作成されていないもの、もしくは仕様書に 数量等の記載がなく、発注内容が不明確なものが見受けられた。

8 意見及び要望

(1) なし